

#### 第 4 9 号議案

足立区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 条 足立区職員の給与に関する条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

付則に次の 1 項を加える。

- 1 1 令和 2 年 3 月 3 1 日において、足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等を廃止する条例（令和 2 年足立区条例第 号）による廃止前の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 1 2 年足立区条例第 6 0 号）別表第 1 の給料表の適用を受けていた職員で、同年 4 月 1 日からこの条例の適用を受けることとなる職員の職務の級及び号給は、人事委員会の承認を得て、任命権者が定める。

第 2 条 足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年足立区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の改正規定を次のように改める。

第 1 条第 2 項を次のように改める。

- 2 法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（教育公務員特例法（昭和 2 4 年法律第 1 号）第 2 条第 1 項に定める教育公務員のうち、区立認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の講師を含む。）の給与に関する事項は、別に条例で定める。

付 則

この条例中第 1 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は公

布の日から施行する。

(提案理由)

幼稚園教育職員の職の廃止に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。